

**長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号
の規定による「自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮」に関する基準
(豊島区)**

令和4年2月20日
担 当 部 長 決 定

1. 目 的

長期優良住宅の普及に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項第4号の規定による「自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮」に関する基準を定めることにより、長期優良住宅の建築等計画の認定の適正かつ円滑な運用を目的とする。

2. 適用範囲

本基準は、豊島区内の法第6条第1項の規定に基づく特定行政庁の認定を受けようとする建築物について適用する。

3. 基 準

(1) 地すべり防止区域内

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域内において、建築物の建築計画が基準に適合しない場合は、認定を行わない。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域内

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内において、建築物の建築計画が基準に適合しない場合は、認定を行わない。

(3) 土砂災害特別警戒区域内

土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内において、建築物の建築計画が基準に適合しない場合は、認定を行わない。

(4) 災害危険区域内

建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域内において、建築物の建築計画が基準に適合しない場合は、認定を行わない。